

京都市告示第496号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設設計画）土地区画整理事業を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成26年2月14日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

洛西第三地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

西京区嵐山樋ノ上町、嵐山東海道町、嵐山風呂ノ橋町、嵐山森ノ前町及び嵐山朝月町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）